

令和8年4月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 令和8年4月7日（火）10時
- 2 場 所 本館4階 第1委員会室
- 3 出席者 教育長 蔵元洋一
教育委員 太田かおり、八木秀和、
鶴田弥生、田中健一郎
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 教育部長 清水秀一
教育総務課長 山口研治
学校教育課長 船元幸徳
指導室長 田口一樹
生涯学習課長 大畑祐一郎
教育総務課課長補佐 近野久幸
学校教育課課長補佐 濱田大輔
学校教育課課長補佐 西本延代
生涯学習課課長補佐 吉田浩之
教育総務課教育総務係長 小澤友美
- 6 傍聴人 4人
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

定例教育委員会議事日程

令和8年4月7日(火)10時00分

1 会議録の承認

- 令和8年2月臨時教育委員会の議事録の承認
- 令和8年3月定例教育委員会の議事録の承認

2 報告事項

- (1) 令和8年4月学校教育行事及び社会教育施設行事について
- (2) 専決処分を報告し、承認を求めることについて
 - 承認第1号 学校医の委嘱について
 - 承認第2号 中間市市民会館空調機等更新事業業務委託契約について
 - 承認第3号 中間市体育文化センター空調機更新事業業務委託契約について
 - 承認第4号 中間市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 承認第5号 中間市文化財専門委員会議規則を廃止する規則について
 - 承認第6号 中間市遠賀川河川敷市民グラウンド管理規則の一部を改正する規則について
 - 承認第7号 中間市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- (3) 中間市立小中学校通学区域審議会からの答申について
- (4) 中間市新中学校施設整備実施計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果について
- (5) 中間市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱について

3 協議事項

- (1) 令和8年5月定例教育委員会の日程について
- (2) 令和8年度中学校体育会出席分担割について

4 議決事項

第12号議案

中間市教育委員会点検評価委員会委員の委嘱について

第13号議案

中間市スポーツ大会出場者補助金交付規程の一部を改正する訓令について

[開会時刻：10時00分]

蔵元教育長 定刻となりましたので、只今より令和8年4月定例教育委員会を開催いたします。

配付しておりますレジュメに沿って進めさせていただきます。

まず会議録の承認でございます。令和8年2月臨時教育委員会並びに令和8年3月定例教育委員会の議事録の承認についてお諮りをいたします。

皆様、内容等はいかがでしょうか。

教育委員 <<承認>>

蔵元教育長 ありがとうございます。それでは、続きまして報告事項に移ります。

令和8年4月学校教育行事及び社会教育施設行事について、それぞれ説明をお願いします。

田口指導室長 4月の学校行事についてご説明をさせていただきます。

まず共通行事についてです。

7日に小中学校で始業式が行われます。給食開始は、小中学校ともに13日です。また、入学式は、中学校が9日、小学校が10日となっています。

16日に、市内の全教職員を対象とした「中間市教員研修」を東小で実施します。年度初めに市教委から本年度の学校教育の重点目標や方針、指導の重点等を全教員に伝えることで、各学校・各先生方と共通理解のもと教育施策を着実に推進し、本市教育の更なる充実に取り組んでまいります。

23日には、小学校6年生、中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査が行われます。

続いて、各学校の行事です。

はじめに小学校ですが、各小学校では、24日に底小、中小、北小、西小、28日に東小で授業参観が行われます。また、1年生を迎える会・歓迎遠足が、東小で24日、北小、南小が28日に計画されています。

また、行事予定表には記載されておきませんが、始業式から一週間程度、先生方が通学路の要所に立ち、登校時の交通安全指導が行われます。

続いて中学校です。中学校では、対面式・部活動紹介が北中で10日に、中間中、東中、南中で14日に行われます。中間市でも進めている休日の地域展開についての説明を行うようにしています。

また、学力分析テストが中間中、北中、東中は13日、南中は15日に行われます。

その他では、北中では23、24日、南中では27、28日に1年生の自然体験学習が計画されています。

年度初め、学校と家庭との連携を深めることにより、生徒一人一人に合わせた適切な指導や支援を進めるために、家庭訪問や個人懇談会が行われます。

以上で、4月の主な学校行事のご説明を終わります。

蔵元教育長 只今の説明について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。田中教育委員。

田中教育委員 今日始業式があつているということで、毎年のことではありますが、年度初め4月の学校行事は、入学式、家庭訪問、授業参観や懇談会、様々な催しが生まれ、どの学校も大変慌ただしい日々を過ごすこととなります。

そのような中、京都で、当時小学校5年生だった児童が行方不明ということになって、いまだに発見されておらず、今後の動向を非常に心配しているところですが、マスコミの報道で、今回の事案に関する学校側の対応で指摘されていることの一つとして、保護者への出欠確認の遅れがあります。

卒業式当日ということで、非常に慌ただしい状況ではあつたとは思いますが、報道を聞いていますと、少なくとも9時前には被害児童が登校できていないことは確認できていたと言われています。問題は、その後、保護者への連絡が遅れていることで、11時50分とか45分とか言われておりました、保護者への連絡が1分1秒でも迅速に行われていたら、もしかしたら違った展開になっていたかもしれないと聞いていて思ったわけです。

今回このようなことが起きましたので、他山の石として、ぜひとも中間市教育委員会も生かす点、省みる点を少し整理しておきたいと思いました。大切なことは、このような事態に陥った際の効果的なマニュアルが学校においてどのように作成され、また改善を踏まえ、全職員に浸透し、共通理解されていたのか。簡単に担任の先生が保護者に電話連絡するだけは何故できないのかと思われるのですが、実際問題として一旦教室に入ると、なかなかそういう時間も取りにくい場合もあります。

異動で職員が入れ替わる時期でもあり、中には、前の職場ではこういうふうなシステム、校内体制だったという思い込みが、後に大きな事件や事故へとつながることも考えられますので、初期対応の遅れが命取りになるということを、全職員で共通理解し、併せて保護者・地域との連携を含め、児童生徒の安全確保に向けた確認や徹底を、この時期、この機会に確実に行われるよう、教育委員会から各学校へご指導働きかけのほどをよろしくお願ひしたいと思いました。

田口指導室長 京都の事件については、我々も教訓にしなければいけない重大な事案だと考えております。各学校できちんと役割分担をして、今はオンラインでの出欠確認もごございますし、連絡が入っていないご家庭については確実に、担任だけではなく、副担任とも連携をとって、すぐに家庭連絡をするような体制をとっております。ただ、京都の件もごございますので、再度徹底を図ってまいりたいと思います。

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。
その他、よろしいでしょうか。八木教育委員。

八木教育委員 私からは3点質問させていただきます。
まず、共通行事の14日にあります、情報教育推進連絡協議会がどのような内容で、どのような方がご参加されるかを教えてください。
2点目が、中学校で13日、14日、15日に学力分析テストがありまして、その後、20日前後に全国学力調査がございます。これのすみ分けとか、意味合いの違いを教えてください。
3点目が、先ほど田中教育委員がおっしゃった出席確認ですが、私の子供が通っています学校も、今度から電話ではなくてアプリを使用する形になります。これが新学期から始まりますので、そういうアプリに詳しい方は間違わずにできると思うのですが、よく聞くこととして、キャリアメールで迷惑メールに振り分けられてなかなか登録が出来ないという方がいらっしゃいます。担任の先生の負担になると思うのですが、やっぱり確実に登録していただけるような体制と、先生たちも不慣れな点もありますし、もちろん保護者も不慣れな点があると思いますので、その点を十分注意して、運用を開始できるようにしていただければと思っております。こちらは意見として言わせていただきます。

田口指導室長 まず、1点目情報教育推進連絡協議会についてです。
この参加対象は、各小中学校の教頭先生もしくは教務担当の先生プラス情報教育の担当の先生となります。市内におけるICT活用であるとかDX環境等の充実に資することを目的に行われる連絡協議会であります。
現在、校務支援システム等も導入されており、運用が本格的に始まるのですが、運用するに当たっての問題点等が出て来るとおられますので、そのあたりの情報交換、それから市内統一した取組等の実施に向けて、会議・連絡を行う予定であります。

次に2点目の中学校の分析テストについてです。

まず、分析テストについては、市の事業で行っているテストで、前年度までの学力がどの程度身についているかを診断するテストとなります。そこで明らかになった課題等を踏まえて、各教科、学力向上の取組を進めていくことになります。

23日の全国学力学習状況調査、これは中学校3年生と小学校6年生を対象に行われるもので、全国一斉に行われるものであります。今求められている学力等について、国語、算数、数学、中学校は今回英語も行われますが、どの程度身についているか課題を明らかにし、今後の指導改善に役立っている目的で行われるものであります。

3点目の出欠確認等についてです。

新しい「tetoru」というアプリが入るのですが、各学校において、年度が変わった時点でアプリが変わるという周知を、前に使っていた安心メール等で行っている状態にあります。八木教育委員がおっしゃるように、迷惑メール等に分類されるということもありますので、以前使っていたアプリと今回のアプリのダブルの体制で、さらには電話連絡等も含めて対応しているような状況でございます。漏れがないように学校のほうにも徹底を周知したいと思えます。

蔵元教育長

その他ご意見ご質問等がございますでしょうか。

ないようですので、続きまして社会教育施設行事について説明をお願いします。

大畑生涯学習
課長

それでは、4月の社会教育施設の行事について、主なものをご説明いたします。

まずは中央公民館事業です。

別添にお示ししております「令和8年度春の講座」の募集チラシを4月10日号の広報紙に折り込みますので、5月以降各種講座を実施予定でございます。

次に体育文化センターです。

定例のなかま元気スポーツクラブ及びスポーツ協会自主事業の各種教室を開催予定といたしております。

次に図書館です。

11日土曜日14時30分から、「わくわくアニメ上映会」が行われます。

上映される作品は「おさるのジョージ」でございます。こどもから大人までの方を対象に定員は25名となります。

25日土曜日11時から、なかまフレンズのみなさんによる「子ども読書週間 特別おはなし会」を開催いたします。こどもから大人までの方を対象に定員は15名程度となっており、絵本の読み聞かせや手遊びなどを行います。

次にハーモニーホールです。

7日と21日火曜日10時からと13時30分から、会議室2におきまして、ファッション講座を開催いたします。全24回の連続講座となっておりまして、不要となった着物からドレスや小物を作成する初心者の方でも気軽に参加できる講座となります。定員は午前の部、午後の部とも12名で、料金は全24回の料金として、一般が15,840円、会員が14,840円となります。

14日と28日火曜日9時30分から、会議室1におきまして、健康マージャン講座を開催いたします。講師に日本プロ麻雀連盟九州本部所属の麻雀プロ岩村美智子氏をお招きし、「賭けない、飲まない、吸わない」の3ないをルールとした健全な頭脳スポーツである健康マージャンを初心者からでも安心して取り組める講座として開催し、健康マージャンを通して「健康づくり、仲間づくり、生きがいくくり」の3づくりを行います。全12回の講座となっており、定員20名です。料金は全12回の料金として、一般13,200円、会員11,880円となります。

14日と22日火曜日19時から、会議室2,3におきまして、ヨガ講座を開催いたします。全12回の連続講座となっておりまして、ヨガを通じてストレスをなくし美容や健康、そして心から笑うことができるようになることを目的とした講座となります。定員は18名で、料金は全12回の料金として、一般が8,000円、会員が7,200円となります。

24日金曜日10時から、会議室1におきまして、65歳からの合唱講座が行われます。全19回の連続講座となっておりまして、発声練習、合唱練習、講師による曲や音楽の歴史的背景等の説明を行う講座となります。定員は42名で、料金は全19回の料金として、一般9,500円、会員が8,550円となります。

以上が社会教育施設の主な行事予定でございます。

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。只今の説明について、ご意見ご質問等がございますでしょうか。鶴田教育委員。

鶴田教育委員 こちらの春の講座のチラシを見させていただきました。スマートフォンに関する講座が多く、セキュリティ編もあり、既に組み込

まれているとよろしいのですが、ウイルスに感染しましたといった文言から始まるサポート詐欺ですとか、銀行や配達業者を装ったフィッシング詐欺ですとか、スマホ詐欺と言われるものの事例とともに、注意することや安全設定のやり方を共有するといった時間も、各講座に設けていただけたらと思いました。また、ご高齢の方を対象にしたものが多いと思うのですが、子供と一緒に参加できるものもこれから増やしていただけたらと感じました。

大畑生涯学習
課長

ありがとうございます。

確かにスマホの詐欺などといったものは問題化しておりますので、講座の中で言いますとセキュリティー編になるのですが、そういったところで、スマホ詐欺のリスクや対策方法の話といった講座も行う予定としております。スマホに関する講座につきましては、幅広く丁寧にやっていきたいと考えております。

また、子供と一緒にできる講座については、今後、夏休みにはわくわく科学教室など、長期の休み期間中も講座を企画しております、それは別で募集をかけますので、そういった親子でできるような講座につきましても例年どおり企画をしまいたいと考えております。

鶴田教育委員

ありがとうございます。

蔵元教育長

その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。

ないようですので、続きまして、専決処分を報告し、承認を求めることについてに移ります。それでは、承認第1号学校医の委嘱についてから順次、説明をお願いします。

山口教育総務
課長

はい、ご説明させていただきます。中間市教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定により、承認第1号学校医の委嘱につきまして、令和8年3月10日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告し、ご承認を求めるものでございます。

今回、中間小学校、中間中学校の学校医でありました河島隆士様が、両校の学校医をご退任され、中間東中学校のみの学校医となりましたので、中間小学校は、佐藤弘様、中間中学校は、石松菜那様を遠賀中間医師会様からご推薦をいただきました。

教育委員の皆様には、令和8年4月1日付けで委嘱いたしましたことをご報告いたしますとともに、ご承認いただきますようお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。ご意見ご質問等はございますでしょうか。

教育委員 <承認>

蔵元教育長 ありがとうございます。それでは、続きまして承認第2号中間市市民会館空調機等更新事業業務委託契約について説明をお願いします。

大畑生涯学習
課長 それでは、承認第2号中間市市民会館空調機等更新事業業務委託契約についてご説明いたします。

市民会館は、平成8年度に開館してから一度も空調を更新しておらず、設置から30年が経過し、老朽化による不調により館の運営に不調をきたしております。また、今後は市民会館を指定避難所として活用することとなっており、施設機能強化を行う観点から空調機等の更新を行い、併せて指定避難所としての機能強化のため、非常用発電機及び直流電源装置の更新等を行うものです。

当該設備の更新に当たりましては、民間のノウハウを最大限に活用し、施設状況に合わせた最適な設備へ改修、更新することを目的として、公募型プロポーザルを行い、株式会社ハッセイが優先交渉権者となりましたことから、令和8年3月3日付けで、同社と契約金額を7億9,420万円として仮契約を締結いたしました。

同社と契約するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上になるため、議会の議決が必要でありますことから、関連議案を令和8年3月定例市議会に提出する必要があるため、本来であれば地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、委員会の意見を求めるべきところではございましたが、会議を招集する暇がございませんでしたので、中間市教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、専決処分いたしました。

このため、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。なお、令和8年3月定例市議会に提出いたしました議案につきましては、令和8年3月25日付けで議決をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

蔵元教育長 市民会館空調機等の更新についてでございます。ご意見ご質問等はございますでしょうか。

教育委員 《承認》

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。それでは、続きまして承認第3号中間市体育文化センター空調機更新事業業務委託契約について説明をお願いします。

大畑生涯学習 それでは、承認第3号中間市体育文化センター空調機更新事業業務委託契約
課長 について説明いたします。

体育文化センターは昭和53年に開館してから一度も空調を更新しておらず、設置から47年が経過し、空調が故障し使用できない状態となっており、体育館の運営に支障をきたしており、また、体育文化センターは指定避難所でもあるため、昨今の酷暑の状況なども踏まえ、施設内空調を機能させるための空調機の更新を行うものです。

当該設備の更新に当たりましては、民間のノウハウを最大限に活用し、施設状況に合わせた最適な設備へ改修、更新することを目的として、公募型プロポーザルを行い、株式会社ハッセイが優先交渉権者となりましたことから、令和8年3月3日付けで、同社と契約金額を2億3,705万円として仮契約を締結いたしました。

同社と契約するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上になるため、議会の議決が必要でありますことから、関連議案を令和8年3月定例会市議会に提出する必要がある、本来であれば地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、委員会の意見を求めるべきところではございましたが、会議を招集する暇がございませんでしたので、中間市教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、専決処分いたしました。

このため、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。なお、令和8年3月定例会市議会に提出いたしました議案につきましては、令和8年3月25日付けで議決をいただいております。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。体育文化センター空調機の更新についてでございます。ご意見ご質問等はございますでしょうか。

教育委員 《承認》

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。それでは、続きまして承認第4号中間市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

大畑生涯学習課長 それでは、承認第4号中間市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。

中間市文化財保護条例につきましては、文化財保護法（昭和25年法律第24号）及び福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）の一部改正に伴い生じた引用条項のずれを是正する必要性が生じた等の理由のため所要の改正を行うことを目的として、令和8年3月議会に議案を提出し、3月13日付けで議決をいただきました。

これによりまして、中間市文化財保護条例施行規則の改正が必要となりましたが、条例の施行日が令和8年4月1日となりますことから、規則においても令和8年4月1日付けで施行する必要があるため、本来であれば地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、委員会の議決を求めるべきところではございましたが、会議を招集する暇がございませんでしたので、中間市教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、専決処分いたしました。

このため、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。主な改正内容といたしましては、条例の引用条項のずれを是正し、併せて用字用語の見直しを行いました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。ご意見ご質問等はございますでしょうか。

教育委員 <<承認>>

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。それでは、続きまして承認第5号中間市文化財専門委員会議規則を廃止する規則について説明をお願いします。

大畑生涯学習課長 それでは、承認第5号中間市文化財専門委員会議規則を廃止する規則について説明いたします。

先ほどご説明したとおり、中間市文化財保護条例につきましては、所要の改正を行うため、令和8年3月議会に議案を提出し、3月13日付けで議決をいただきました。

今回の条例改正において、市の文化財の保存及び活用に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ、調査・審議を行う文化財専門委員会につい

て、規則で定めていたものを条例に追加いたしましたことから、規則を廃止する必要が生じましたが、条例の施行日が令和8年4月1日となりますことから、規則においても令和8年4月1日付けで廃止する必要があるため、本来であれば地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、委員会の議決を求めるべきところではございましたが、会議を招集する暇がございましたので、中間市教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、専決処分いたしました。

このため、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。内容については、よろしいでしょうか。

教育委員 <<承認>>

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。それでは、続きまして承認第6号中間市遠賀川河川敷市民グラウンド管理規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

大畑生涯学習課長 それでは、承認第6号中間市遠賀川河川敷市民グラウンド管理規則の一部を改正する規則について説明いたします。

中間市役所付近をはじめ遠賀川の河川敷地の一部を占用し、芝生広場や駐車場、ラグビー場等として市民の皆様には開放しておりますが、近年、国土交通省遠賀川河川事務所や地域住民と連携し、「遠賀川の水と緑との親しみや、遠賀川と周辺の魅力とのふれあい」をテーマとして「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す「ふるさとなかま遠賀川かわまちづくり」に取り組み、その一環として、本市と国が実施してきました河川敷の環境整備事業の完了を受けて、遠賀川河川敷の市の占用面積の増加等市民グラウンドの構成が変わったこと等の理由により、中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の所要の改正を行うため、令和8年3月議会に議案を提出し、3月13日付けで議決をいただきました。

これによりまして、中間市遠賀川河川敷市民グラウンド管理規則の改正が必要となりましたが、条例の施行日が令和8年4月1日となりますことから、規則においても令和8年4月1日付けで施行する必要があるため、本来であれば地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、委員会の議決を求めるべきところではございましたが、会議を招集する暇がございましたので、中間市教育委員会事務専決規程第2条第1

項の規定に基づき、専決処分いたしました。

このため、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。
主な改正内容といたしましては、中間市遠賀川河川敷市民グラウンドを中間市遠賀川河川敷市民グラウンドに改め、使用許可等の手続きに関する条項を追加し、併せて用字用語の見直しを行いました。
以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。内容についてはいかがでしょうか。

教育委員 <<承認>>

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。それでは、続きまして承認第7号中間市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について説明をお願いします。

船元学校教育課長 承認第7号中間市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、概要をご説明いたします。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、中間市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を令和8年3月31日までに策定する必要が生じました。内容について、教育委員会の全ての課にわたる内容であることや各学校からの意見聴取等調整に時間を要したことから、令和8年3月31日付けで専決処分させていただきました。

このことにつきまして、中間市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。

内容について、ご説明いたします。

令和7年6月18日に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、令和8年4月1日から施行されることが通知されました。

この法律では、学校教育の質の向上、教職員に優れた人材を確保する必要性を鑑み、学校における働き方改革の更なる加速、組織的な学校運営及び指導の促進、教師の処遇改善を一体的、総合的に進めるため、このたびの計画を策定することが義務付けられ、さらにこれを公表することとなりました。

この実施計画は、総合教育会議で報告することになっており、その進捗についても総合教育会議で報告することが求められております。

まず、計画の趣旨になります。

中間市では、「教職員が健康でやりがいをもって働くことができ、こども一人ひとりと向き合う時間を確保するために」というテーマで、平成30年に中間市教職員の働き方改革取組指針を策定し、具体的な取組を定め働き方改革を推進してまいりました。

しかしながら、月45時間を超過する時間外勤務を行っている教職員が小学校中学校ともまだ3割程度おられまして、業務の精選や業務分担の適正化についても十分とは言えないのが現状です。

本計画を策定し、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子供と向き合う時間や授業改善の時間を確保することにより、学校教育重点目標である、未来を切り拓く力を持つ子供を育てている学校教育の実現を目指します。

次に、本市の現状です。

令和4年度から令和6年度までの小学校の時間外在校時間の実績です。令和6年度は令和4年度と比べて、月平均で2時間59分、7.3%減少したほか全ての項目で減少傾向にはありますが、80時間を超える時間外在校時間の減少率は低くなっています。

次に、中学校の実績です。

令和6年度は令和4年度と比べて、月平均で6時間40分、15.6%減少したほか全ての項目で減少しています。

次に、目標になります。

まず、時間外在校等時間に関する目標ですが、月45時間以下の割合100パーセントを目指します。また、年間平均では月30時間程度とします。

次に、ワークライフバランスや働きがい等に関する目標です。

年間の年次有給休暇の取得日数15日以上等の目標を掲げています。

計画の期間については、今年度令和8年度から令和10年度までの3年間です。

次に、具体的な取組についてです。

まず、(1)業務の3分類を踏まえた業務の見直しです。

業務の3分類とは、文部科学省が示した枠組みで、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務です。まず学校以外が担うべき業務は、登下校時の通学路における日常的な見守り以下4項目掲げています。

次に、教師以外が積極的に参画すべき業務は、調査・統計等への回答以下3項目を掲げています。

次に、教師の業務ですが、負担軽減を促進すべき業務は、授業準備、学習評価や成績処理以下2項目を掲げています。

(2)学校における措置の推進ですが、年間総授業時数や週当たり授業時数

については、年度当初の計画段階において、真に必要な時数となるよう設定するなど見直しや工夫をしていただきます。

次に、(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組です。

月80時間を超えた職員に医師による面接指導を実施するなど7項目掲げております。

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することなど6項目を掲げています。

以上で、計画についてのご説明を終わります。

ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。これは、法に基づいて、令和8年度から令和10年度までに集中的に取り組むこととしております業務量管理・健康確保措置といった内容でございます。
内容についてご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。
太田教育委員。

太田教育委員 この業務の改善という点は、ますます進めていかないといけないところだと思います。今回、校務支援システムを導入されたということで、働き方改革につながっていくのではないかと思います。それを実行していく上で、現実的なところでいくと、例えば現場の先生方にアンケートをとられて、声を聞いて、改善できるところを取り入れていくとか、そういったお声を聞いてみるというのも、現場に寄り添った形で重要なことではないかと思っております。
それから、お勤めの先生方もワークライフバランスという点で、今始業時刻が8時15分ですか、それが、例えば北九州市は8時半から午後5時15分ではないかと思うのですが、朝の15分というのはご家庭を持たれている先生方にとっては重要な時間ではないかと思えます。始業が遅くなれば終業が遅くなるため、どちらがいいかというところもあるとは思いますが、その辺りも検討の余地があると考えております。

蔵元教育長 内容的には、早出遅出出勤制度などの導入についても、今年度中に検討を行うことになっておりますので、進めていただきたいと思えます。
その他、よろしいでしょうか。田中教育委員。

田中教育委員 今お話しいただいた教員の業務改善、働き方改革については、やっぱり昨今

の教員不足ともつながっているのです。若い人たちの間では、教員になることはもう大変だということが根付いていて、この間少し話す機会があったのですが、教員の養成大学でも教員を目指さないで、他のものを目指している若者がたくさんいるということで、この先本当にどうなるのかなと心配な面が多いのですが、そういう意味で、教員の業務改善を様々な手を借りながら少しでも進めていければいいのではないかと強く思いました。

中間市のほうで既に結果が少しずつ出ているということもありますので、さらにこれをみんなで推進していくことができれば、日本の教育の明るい未来に向かって、一番大事なところではないかと思っていますところ。

蔵元教育長 今年度も、小中学校合わせて9人の新規採用教員の方を各学校に配置いたしました。

それぞれ本当に高い志を持って、小さい頃から教員になりたいと、そういった強い思いで教員になった先生方ばかりでした。

そういった熱い思いを持った先生方を教育以外のことで疲弊させることが決してないように、教育委員会としても取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、こちらについてはいかがでしょうか。

教育委員 <承認>

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。

それでは続きまして(3)中間市立小中学校通学区域審議会からの答申について説明をお願いします。

山口教育総務課長 中間市立小中学校通学区域審議会からの答申につきまして、ご説明いたします。

本年3月2日に、中間市立小中学校通学区域審議会会長から新中学校の通学区域について答申書をいただきました。

答申内容につきましては、1新中学校通学区域につきまして、

(1)新中間中学校(仮称)の通学区域として、現在の中間中学校校区、中間北中学校の一部(宮林自治会地域を除く全域)、中間東中学校区の一部(本町、唐戸、新手、土手ノ内一丁目から三丁目までの自治会地域)とすること、

(2)新中間東中学校(仮称)の通学区域として、現在の中間北中学校区の一部(宮林自治会地域)、中間東中学校区の一部(本町、唐戸、新手、土手ノ内一丁目から三丁目までの自治会地域を除く全域)、中間南中学校区とするとの

結論をいただいたところです。

また、付記事項として、

(1) 中学校区再編によって多大な影響を受ける地域(宮林、本町、唐戸、新手、土手ノ内一丁目から三丁目までの自治会地域)については、小学校再編までの移行期間、校区外就学を柔軟に認めること、

(2) 通学経路整備及び安全教育等による生徒の安全な通学環境確保に最大限に配慮した上で、自転車通学の導入を検討すること、

(3) 生徒の通学負担を軽減させるため、新中学校に十分な広さの生徒用個人ロッカーを整備すること、

(4) 小学校再編に伴う新小学校校区の審議においては、中学校区の変更も併せて検討するなど、最適な小中学校通学区域となるよう努めることについて、4つの配慮事項をいただいたところでございます。

3実施時期は、新中間中学校(仮称)及び新中間東中学校(仮称)の開校時から適用するとしております。

以上につきまして、答申書の内容でございます。

今後は、後ほどご報告いたします新中学校施設整備実施計画(案)のパブリックコメントの実施結果を踏まえ策定いたします本実施計画の策定後、総合教育会議にて、市長と教育委員会が意見調整を図り、新中学校の施設整備の方向性が定まった段階で、新中学校の通学区域を決定してまいりたいと考えております。

蔵元教育長

はい、ありがとうございました。

それでは只今の説明に対しましてご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。田中教育委員。

田中教育委員

この通学区域審議会の内容ですが、子供たちと保護者に直接関わるところで、内容を審議するということは非常に大変な作業だったのではないかと推測いたします。その中で教えていただきたいことが、新中学校通学区域ということで、本町、唐戸、新手、土手ノ内一丁目から三丁目までの自治会地域と書いてありますが、何故土手ノ内だけ何丁目というものが入っているのか、それが一つです。

もう一つは質問ではないのですが、付記事項(1)の最後に、小学校再編までの移行期間、校区外就学を柔軟に認めることとありますが、実際その柔軟に認めるというところが、こういうものを認めて、こういうものは認められないということを、教育委員会の中などで当然話し合いがなされるのでしようけれど、ある程度ラインをつくらないと、混乱が生じるのではないかと思います。

います。

何故他は認められたのにこちらは認められないのかみたいな感じですね。それを少し危惧しました。何かその辺について話がありましたらお願いします。

山口教育総務
課長

ありがとうございます。

まず最初にいただきました土手ノ内一丁目から三丁目の自治会地域について、他の地域と同じように、自治会毎の地域としております。

次にいただきました柔軟に認めるというところですが、今回答申をいただきましたので、今後その答申内容を踏まえまして、教育委員会として、事務局全体で検討していきたいと思っております。

田中教育委員

それでしたら、土手ノ内で、ここから外れるようなところはないということによろしいですか。

山口教育総務
課長

はい。自治会毎としております。

蔵元教育長

他にご意見ご質問等はございますでしょうか。八木教育委員。

八木教育委員

私もこの答申書を読みまして、この審議会自体が、多くの保護者の方に参加していただいた中で決まったことですし、その保護者の中でもやっぱり様々な意見があったとお聞きしています。

どこで線引きをするかということはずごく難しい判断だったと思うのですが、それを皆様の中で話し合っ、落としどころを決めていただいたということで、すごく大変だったという話は聞いていますので、この答申書の結論については異論はございません。

確認させていただきたいのが、付記事項の移行期間です。小学校再編までと記載されていますが、スタートがいつになるかということをおのころ考えられているかどうか。

仮校舎に移行する期間から移行期間とみなすのか、それともまた別のところを移行期間とみなすのか、今の段階でのお考えを聞かせただければと思います。

山口教育総務
課長

はい、ありがとうございます。

今回の委員になられた方には、本当に様々な角度からご意見をいただいて、最終的にはこのように答申書をまとめていただいたことを本当に感謝しております。

ます。ありがとうございます。

八木教育委員からいただいたご意見ですが、今後より詳細にこの答申書を踏まえ検討し、最も良いもので進めていくべきと考えております。現時点ではまだ、この時期からということは決定しておりません。

今後、実施計画を策定していきますので、教育委員会事務局として、通学区域をいいものとしていくために検討を深めていきたいと考えております。

八木教育委員　そうですね。今後いろいろ決まっていく中でその移行期間というのを決めていくと思うのですが、一つの案として、仮に南中に仮校舎が出来てそこに東中の子が通うとなった場合に、例えばこの市役所周辺の唐戸の子たちが南中まで通うとなったときに、目の前に中間中が見えてでも、南中の仮校舎に行かないといけないというのは、その世代の子たちが、不便というか、不利益を被るような世代になってしまいますので、その辺りも柔軟に考えていただければと思っております。

山口教育総務
課長　ありがとうございます。
検討を深めていきたいと思っております。

蔵元教育長　どうぞ。太田教育委員。

太田教育委員　ありがとうございます。
私も、この答申書は十分様々な議論されての結果ということでお聞きしておりますので賛成です。
1点、付記事項(2)のところで、自転車通学の導入を検討するということについて、これはよろしいと思うのですが、ただやはり子供たちが通学路でけがをしたり、命を失うようなことが決してあってはいけません。通学路の安全の確保を十分にこれから検討されていくと思いますが、このルートであれば安全という道があれば、そのルートでの通学を指導していったり、あるいは、それぞれの通学路の原案ではないですが、なるべく安全な道を通って学校に来るようにというような指導も併せて行っていただきたいと思います。また、ヘルメットの着用であるとか、付記事項(3)のところで生徒の通学負担を軽減させるために十分な広さのロッカーを確保とありますけれど、自転車の駐輪場の確保も併せてご確認いただければと思っております。よろしく願いいたします。

山口教育総務　はい、ありがとうございます。

課長 今回校区が広がることもありますので、通学経路のハード面であったり安全教育のソフト面といった、ハードとソフトの両面から、子供たちへの指導等を対応することができればと考えております。

蔵元教育長 その他、よろしいでしょうか。
それでは続きまして（４）、中間市新中学校施設整備実施計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果について説明をお願いします。

山口教育総務課長 中間市新中学校施設整備実施計画（案）に対する市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果についてご説明いたします。

パブリックコメントの実施期間につきましては、令和８年２月１０日から３月１１日までの約１か月間、実施いたしました。

意見の提出件数は、１２名の方から３７件のご意見をいただいております。

いただいたご意見の対応区分は、Ａとして、意見を反映し、原案を修正したものは３件、Ｂとして、意見の趣旨・考え方が既に原案に盛り込まれているものが７件、Ｃとして事業等の実施段階で、参考とするものが１４件、Ｄとして、原案のとおり、その他の意見等が１３件となります。

ページの構成は、左側から通しの番号、意見提出者の番号、ご意見をいただいた実施計画のページ番号と項目、内容、そしてそれぞれＡからＤまでの対応区分、そして最後に、中間市教育委員会の見解を記載しております。

それでは、いただいたご意見の中から、本日は数件ご報告いたします。

まず、№.１です。

№.１は、対応区分Ａとして原案を修正いたします。

いただいたご意見は、方針の説明文と挿絵が合っていないというご意見をいただきました。

見解といたしましては、ご指摘のとおり挿絵が合っておりませんでしたので、説明と挿絵を合うようにいたします。未来を見据えた計画の挿絵には、ラーニングコモنزのイメージの挿絵を添付すべきところでしたが、学校施設の屋外活用のイメージが添付されていたので、２番目と３番目の挿絵を入れ替え、方針の説明文に合うようにいたします。

続いて、№.４です。

№.４のご意見は、新築による施設整備手法を選択するという表記について、計画の段階に至れば、財政面を含めて十分に検証し、道筋を示した上で選択すべきであること、財政面の懸念点について、検証し、懸念点を解決した上で、新築を選択しているのかというご意見をいただきました。

見解といたしましては、老朽化した学校施設の整備費に多額の事業費が必要

となることは、財政面の懸念点として承知していること、一方で学校設置者として安全な教育環境を整備する責務があること、教育委員会事務局は、新築ありきではなく長寿命化する場合も含めて検討を行い、施設整備の方向性を検討したこと、市の財政負担の縮減に向けて、国庫補助金の活用や施設整備内容等について更なる検討を行いながら、市全体のまちづくりの方向性を踏まえつつ本事業を推進していくことが重要と考えております。

続きまして、No.16です。

No.16は、施工期間中、生徒の通学負担がかなり大きくなるため、希望すれば特例などによる校区外の学校への通学は可能となるのかというご意見をいただいております。

見解といたしましては、新中学校の通学区域は、中間市立小中学校通学区域審議会から3月2日付けで答申をいただき、答申内容を踏まえて通学区域を検討し、決定していきたいこと、通学方法は、通学区域の決定後に具体的に検討していくことから、自転車通学の導入については未定であること、教育委員会事務局としては、学校再編による生徒への影響について、安全な通学環境等を含め、総合的に検討する必要があると認識しており、今後開催予定の開校準備協議会等で検討していきます。

続いて、No.19です。

No.19は、令和10年の早期開校を進めてほしいこと、新校舎はインクルーシブ教育システムを具現化したモデルケースであってほしいことなど、教育の充実を求めのご意見をいただいております。

見解といたしましては、教育委員会事務局として、早期に充実した教育環境を実現できるように尽力していくこと、インクルーシブ教育システムに関する諸室構成について、今後の開校準備協議会等において検討していきます。

続いて、No.20です。

No.20は、災害時にはマンホールトイレ、プライバシー確保など、誰もが頼れるフェーズフリーな防災拠点としての高機能化を求めること、平時には図書館等を地域に開き、多世代が交流するコミュニティの核となる温かい動線設計を期待するご意見をいただきました。

見解といたしましては、平時には地域コミュニティの核として、災害時には防災拠点として、市民全員の財産となるよう、引き続き施設整備を推進していきます。

続いて、No.33です。

No.33は、通学距離が長くなることへの不安や自転車で安全に通えるのか、道の狭さや交通量の多さなどへの不安や心配というご意見をいただきました。

見解といたしましては、学校再編の取組の経緯として、令和7年1月に中間市

学校施設整備方針を決定するに至るまで、小中学校の校長・教頭、PTA 会長や役員の方々と意見交換を行ってきたこと、通学手段につきましては、現在の中学校の通学距離が概ね3 km圏内であり、再編後の新中学校の通学距離も現在と同様の概ね3 km圏内とすることを計画していること、通学距離が長くなることによる影響と対策については、安全な教育環境等を含め、総合的な検討が必要であることと認識していることから、今後開催予定の開校準備協議会等で検討を行い、その取組について周知を行うため、情報発信に努めてまいります。

続いて、No.37です。

No.37は、今回の中学校再編が、将来の小学校再編や小中一貫教育も含めた長期的な学校配置の中で、どのような位置づけなのか、学校は、子供たちが長い期間学び、成長する大切な場所であり、将来の中間市を支える人材を育てている基盤であること、また、教育施設であると同時に、地域の防災拠点やコミュニティの中心としての役割を担う重要な施設であること、将来の子供たちの教育環境を考え、可能な限り新築による整備を進めていただくことを望みますというご意見をいただきました。

見解といたしましては、新中学校の整備方法について、本計画の検討では、教育の質の向上、地域コミュニティの活性化・長期的な財政効率化・安全性の確保等の多面的な価値を生み出す、地域の未来を見据えた戦略的な投資と捉え、新築を選定しております。今後も、市の方針に基づき、市全体のまちづくりの方向性を踏まえた中で、学校再編の取組みを進めてまいります。

以上につきまして、それぞれのご意見に対しまして、教育委員会としての見解を整理したところでございます。本日、教育委員の皆様のご報告し、ご承認をいただきましたら、今後は、市ホームページにて公表してまいりたいと考えております。

蔵元教育長

はい、ありがとうございました。

それでは只今の報告に対しましてご意見ご質問等がありましたらお願いをいたします。八木教育委員。

八木教育委員

はい、私も一通り読ませていただきまして、感想としては、新築を望む声もあれば、大規模改修という声もあると思います。

私も1人の保護者としてPTAに携わっているので、今の学校を見る限り、新築をしてもらいたいというのは強く感じているところであります。先生たちといつも話していても、勉強以外のところで、雨漏りの補修だとか、そういったところに時間をいつも費やされているという現状もありますので、その辺

りも汲んでいただきたいというのが1点あります。
それとはまた別に、やっぱり大規模改修でもいいのではないかという声もあるのは確かだと思います。
今まで教育委員会からも老朽化・耐久度といった資料を出していただいていますので、そういったところの説明を、新年度になり保護者やPTAなども変わりますので、この役員が変わるタイミングで出向いて、保護者にも説明していただけると納得いくのかなと感じます。
少し細かい話になると、先ほどご説明いただいたNo.33の通学距離については、やっぱりどこかで利益を被る人と不利益を被る人、あまり変わらない人ということが出てきてしまいますので、致し方ないところではありますが、やはり親の目線としては、自分たちの今の現状より遠くなると、どうしても不満の声というのは上がってくるのかなと思います。
ただ、運動会の際に車で行かないといけないなどに関しましては、東中の運動会は、西小も駐車場を開放してくれていますので、そういった細かな説明をしていくことで一つ一つ課題も解決していくのかなと思います。そういうところも回答に含めていければと思っております。

山口教育総務課長 はい、ありがとうございます。
最初にいただいた雨漏りの対応等について、現在の子供たちのためにも雨漏りであったり不具合の箇所について対応していかなければいけないと思っておりますので、修繕対応等は順次進めていきたいと思っております。
今後、実施計画を策定した段階で、総合教育会議を開催したいと思っております。その後、PTAの方、役員の方を含めて、ご報告できればと思っております。
今回パブリックコメントをいただいたご意見の中で、私の感想では、特に通学に関する不安の声が多くあったと認識しております。今後開催する開校準備協議会等において、検討を深めていきたいと考えております。

蔵元教育長 その他、よろしいでしょうか。太田教育委員。

太田教育委員 私からは2点でございます。
まず1点は、No.16のご意見、越境通学に関するご意見についてです。
これは、従来であればこちらの学校だったということや、こちらのほうが安全に通えそうなどがあるかと思えます。あるいは、学校の規模でご自身のお子様にはこちらの規模のほうがあっているのではないかなど様々なことが考えられます。全国的に見ると校区を選べるというようなところもありますが、かといって全て自由にしてしまうと、なかなか生徒数が確定しなくて難しいとい

うような問題もありますので、やはりこの越境通学の希望をどのあたりまで認めていくのか、その条件をどうするか、そういったことを今後開校準備協議会のほうでぜひご検討いただければと思っております。

それが1点です。

もう1点は、No.36のご意見です。

No.36に限らず、いわゆる建築費の増加についての不安という声は、複数挙がっておりますし、現在、学校の建築に限らず、深刻な問題なのですが、これについて、今回ご回答が、設計等工事を分離発注するという、従来方式での整備を行うと回答されておりました、それはよろしいかと思えます。

あとは、実際その工事を担うときに、これだけの規模の工事を、その期限内に確実に終わらせていただくということを優先していくと、つまりこれ以上後ろ倒しにしたくないとか、開校時期をなるべく守りたいというところはありますので、そういったときに工事業者を一つに絞ってしまうと、やはり確保が難しい可能性が出てきて、金額が非常に上がってしまったらとか、あるいはその完成時期が遅れたりだとかということが起こるのではないかと少し懸念しております。

そういう意味で、例えば校舎が複数ある場合に、この建物はこの工事業者という感じで、業者を1社に絞らずに複数選択することで、納期と建築費をなるべく抑えていくことができるのではないかと考えておりますので、その辺りも可能であれば、ご検討されてもよろしいのではないかと思います。

よろしく願いいたします。

山口教育総務 はい、ありがとうございます。

課長 最初にご質問いただきました校区のことについて、慎重かつ、いろいろなご意見をいただきながら、今後開校準備協議会等において、教育委員会事務局として検討していきたいと思っております。

次にご質問いただきました今後の契約関係について、近隣自治体もいろいろな方法で行っていると思いますので、全国的なところも踏まえまして、どのような方法が一番効果的に設計や建設ができていくのか検討を深めながら、入札不調などで遅れてしまうということがないように、先進事例を研究しながら取組を進めていくことができると考えております。

蔵元教育長 どうぞ。鶴田教育委員。

鶴田教育委員 メディアに関わる身として意見をさせていただきます。

市民とのやりとりから、これから市として広報などもされていくと思うので

すが、計画を知るとやはり、このように移行期間の子供たちが大変だとか、大人たちがバタバタしている中で、子供たちの教育や心身が守られるのか心配だとか、しっかりやってもらいたいというコメントや意見が出るのは容易に想像ができます。

ですから、この移行期間の環境があるからこそ、例えば防災のことなども含めて、何かメリットとなる、学びの機会に結びつけられることが出来ないかと思っています。

移行期間にかかる子供たちに我慢してもらわないといけないことや、保護者の皆さんに手伝ってもらわないといけないことがあります。中間市の未来のためだけではなく、移行期間にかかる子供たちにとっても、マイナスだけでは終わらせませんといった意気込みが言葉の中で感じられると、受け止め方ですとか、そこから伝わる人たちの言葉というのは変わってくるのだろうなと感じております。

山口教育総務
課長

ありがとうございます。

今回の再編を進めていく中で、施工期間中に当たる子供たちの負担であったり、そのことに対する支援は、ぜひ考えていかなければいけないと思っております。

中学校の時期は、子供たちにとってはその時期しかございませんので、事務局としてしっかりと考えていきたいと思っております。また、情報発信を行い、周知していきたいと思っております。

蔵元教育長

その他、よろしいでしょうか。田中教育委員。

田中教育委員

パブリックコメントを見させてもらいましたが、多種多様なコメントが出されていて、市民の関心の高さを非常に感じました。

中間市教育委員会の見解の中で、開校準備協議会で検討という文言が多く見られたので、これからいろいろなことがそこで決まっていくというふうに思ったのですが、基本的なことですが、開校準備協議会というのは、メンバー的にはどういう形なのでしょう。

山口教育総務
課長

メンバーについては、保護者、校長、教職員、地域コミュニティ組織の代表者、学識経験者、市議会議員の方で、いろいろな角度からご意見をいただけるような体制としております。

人数としては、25名以内ですが、当初は17名からスタートして、検討の内容によって、人数を増やしていくという形で進めていくことができればと考

えています。

田中教育委員 まだ決まってはいないのですか。これから選定ですか。

山口教育総務 現在、選定はしております。今後、保護者の方は、4月で役員交代などがあれば、選定し直すという形をとっていきたいと思っております。

蔵元教育長 その他、ご意見ご質問等がございますでしょうか。

田中教育委員も言われたとおり、12名、37件の意見は非常に多く、非常に関心が高いということということ、義務教育の集大成でもあるこの中学校の3年間というものは非常に重要なものでありますので、開校のスケジュールにしても、進行管理にしても、確実に、着実に進めていただきたいと思えます。

それでは、続きまして、(5) 中間市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱について説明をお願いします。

大畑生涯学習 それでは、(5) 中間市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱について説明いたします。

子どもの読書活動の推進に関する法律では、子どもの読書活動が、言葉を学び、完成を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に着けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されるようにするため、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めることが定められており、本市も平成20年3月に「中間市子ども読書活動推進計画」を策定しているところです。

こちらの計画につきましては、令和8年度におきまして、計画の改訂を行うことといたしております。

計画を改訂するに当たりまして、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、中間市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置することとし、要綱を制定いたしました。

要綱の主な内容です。

まず、第2条で委員会の所掌事務としては、子ども読書活動推進計画の審議、策定等に関することや、その他子ども読書活動推進計画策定に関し必要な事項に関することを規定しております。

また、第3条で委員会は委員10人以内で組織し、第1号から第7号までに掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命すると規定しております。

第4条で、委員の任期は、子ども読書活動推進計画の策定が終了するときまでと規定しております。

第7条で、委員が会議に出席したときは、報償費を支給すると規定しております。

第8条で、委員会の庶務は、生涯学習課において処理すると規定しております。

蔵元教育長 それでは只今の説明に対しましてご意見ご質問等がありましたらお願いします。
私から、これは年に何回ほど開催を計画されているか教えてください。

大畑生涯学習課長 年3回から4回程度で行うことを考えております。

蔵元教育長 この計画は、いつ頃草案などが示されるのでしょうか。

大畑生涯学習課長 策定するに当たりまして、市民の方からアンケートをとり、アンケート結果の内容を整理しながら行う予定でございますので、草案は夏以降に素案を改定し、そして委員会で揉んでいただいて、秋にパブリックコメントも行いますので、最終的には年度末になるのではと考えております。

蔵元教育長 わかりました。鶴田教育委員。

鶴田教育委員 単年の計画をまず作られるのでしょうか。
3年計画や5年計画などであれば教えてください。

大畑生涯学習課長 おおむね5年程度の計画ということで考えております。

蔵元教育長 八木教育委員。

八木教育委員 第3条の委員のところ教えてください。
対象の委員の中には、小さい子供を持つ保護者の方が入っていません。そこは
(1) 保育園または認定こども園の関係者に当たるのか、それとも(7) 教育

委員会が必要と認める者に当たるのでしょうか。

やはり小さい頃から本に親しむとなると、私も経験がありますが、なかなか難しいところがあります。けれど、中間市には立派な図書館もありますし、子供のコーナーもあるので連れていくのですが、どうしても周りがしーんとしているので、今流行のこども図書館みたいな感じではなくて騒いだりはできないです。そうすると、本はたくさんあるのだけれど、静かにしなさいと言いながらもどうしても子供は騒ぎ出す。騒ぐなら、親としては連れて行くことがはばかれるということがありますので、そういった実際に小さい子供を育てている親御さんも、この話の中に入れば、一つヒントにもなるのかなと思います。ご検討いただければと思います。

大畑生涯学習 貴重なご意見をありがとうございます。

課長 関係者としてしているところは、保育士の方や保護者の方などの幅広い意見を聞けるように、広い形で設定をさせていただいておりますので、そのような意見を聞きながら選定を行っていきたいと思います。

蔵元教育長 はい、太田教育委員。

太田教育委員 まず昨今の子供たちの文字離れは非常に深刻でございまして、やはり国語力、いわゆる言語力は、全ての学びのベースになると思っております。そういった意味で、子供たちの読書のみならず、物語を通した心の教育であったりとか、そういったところを、委員の先生方にご検討いただいて、それらが市民に還元されていくということを強く願っております。よろしくをお願いします。

大畑生涯学習 貴重なご意見をありがとうございます。

課長 そのような形で検討してまいりたいと思っております。

蔵元教育長 本市は、ファーストブック、セカンドブック、サードブックと、読書習慣については他の市より先行して制度導入しておりますので、そういったものが、今回の読書活動の推進計画によって、さらに充実していけるように、事務局としてもしっかり取り組んでほしいと思っております。続きまして、協議事項に移ります。

(1) 令和8年5月定例教育委員会の日程について説明をお願いします。

山口教育総務 5月の定例教育委員会の日程につきましては、例年どおりゴールデンウイーク

課長 夕の関係で前倒しさせていただき、4月28日（火）午前10時、場所は本館4階第一委員会室を予定いたしております。
ご協議をお願いいたします。

蔵元教育長 5月の定例教育委員会の日程でございます。日程等はいかがでしょうか。

教育委員 ≪了承≫

蔵元教育長 ありがとうございます。そのように決定したいと思います。
それでは続きまして、（2）令和8年度中学校体育会出席分担割についてお願いいたします。

山口教育総務課長 令和8年度中学校体育会出席分担割でございます。
5月16日の土曜日に予定しております中学校の体育会に、教育委員の皆さんに参加していただくことにつきまして、分担割を作成しております。ご協議をお願いいたします。

蔵元教育長 委員の皆様、よろしいでしょうか。

教育委員 ≪了承≫

蔵元教育長 それでは、よろしくをお願いいたします。
続きまして、議決事項に移ります。
第12号議案中間市教育委員会点検評価委員会委員の委嘱について説明をお願いします。

山口教育総務課長 第12号議案中間市教育委員会点検評価委員会委員の委嘱について、提案理由を申し上げます。
点検評価委員会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について、点検と評価を行う委員会で、その結果は議会に報告書を提出することとされております。現在、2名の委員のうち、下田委員の任期が、3月31日に満了となりましたので、次の任期につきまして、引き続き同委員を提案するものであります。任期につきましては、本日、令和8年4月7日から令和10年3月31日までです。
このことにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条

第2項及び中間市教育委員会事務委任規則第2条第6号の規定により、委員会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

蔵元教育長 はい、ありがとうございます。点検評価委員会として、下田和子委員の再任の案でございます。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

教育委員 <<承認>>

蔵元教育長 それではそのように決定したいと思います。

続きまして、第13号議案中間市スポーツ大会出場者補助金交付規程の一部を改正する訓令について説明をお願いします。

大畑生涯学習 それでは、第13号議案中間市スポーツ大会出場者補助金交付規程の一部を
課長 改正する訓令について説明いたします。

本改正は、中間市立中学校部活動の地域展開に伴い、休日については地域クラブに移行することとしておりますが、所属する生徒が競技連盟主催の全国大会に地域クラブとして出場した際、地域クラブの指導員として登録している者がコーチとして随行する事案が発生しております。この場合、「中間市スポーツ大会出場者補助金」が適用されますが、当該随行者は市外居住者であったため、現行の規程では市外居住者は補助対象外となります。しかしながら、同一の大会であっても学校部活動としての活動であった場合は、「中間市立小中学校各種競技会及び文化活動出場費補助金」が適用されることになり、コーチについては市内外問わず補助対象となりますことから、部活動と地域クラブで補助金の交付要件に格差が生じているため、市外居住者の地域クラブ指導員においても補助金の対象となるよう規程の一部を改正する必要性が生じたことによるものです。

なお、発生した事案については、特例により補助対象といたしましたが、今後同様の事案が発生したときに備え、所要の改正を行うことといたしました。

主な改正内容についてご説明いたします。

新旧対照表です。

主な改正内容ですが、第4条第4項を追加し、地域クラブに指導者として登録されている者が登録している地域クラブに従事した場合に、第1項第1号に規定する「市内に住所を有する者」の要件を適用しないことといたしました。以上によりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1

項の規定により、委員会の議決を求めるものです。
よろしく願いいたします。

蔵元教育長 はい、ありがとうございました。
それでは、只今の提案に対しましてご意見ご質問等がございますでしょうか。
八木教育委員。

八木教育委員 1点質問させていただきます。
今回の件は指導者、コーチ、監督に関することですが、今後、この地域クラブ化がどんどん広がっていくと、例えば、市外の子供たちが中間市にあるチームに入って、今回のように強いチームが全国大会に出た場合において、市外から通っている子供たちは今の要綱では補助金が出るようになっているのかを教えてください。

大畑生涯学習課長 市外の方が中間の地域クラブに入る場合は対象になりません。
現状では市外の方が地域クラブに入ることは想定しておりませんので、現状においては問題がないと思いますが、今後そういった状況がある可能性もありますので、検討してまいりたいと考えております。

蔵元教育長 その他、ご意見ご質問等ありますか。

教育委員 <承認>

蔵元教育長 それでは第13号議案については承認をいただきました。
本日予定されております議事等は全て終了いたしましたので、令和8年4月定例教育委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

[閉会時刻：11時32分]

令和 8 年 6 月 2 日

教育委員 田中 健一郎

教育委員 鶴田 弥生